

改正

昭和四〇年二月二三日条例第一号
昭和四〇年三月一六日条例第二号
昭和四〇年三月二六日条例第三号
昭和四〇年一二月一五日条例第三六号
昭和四一年三月二二日条例第四号
昭和四一年七月八日条例第一六号
昭和四一年一二月二一日条例第二三号
昭和四二年三月二二日条例第三号
昭和四二年七月二〇日条例第二八号
昭和四二年一〇月二〇日条例第三七号
昭和四三年三月二八日条例第六号
昭和四三年一〇月一九日条例第三一号
昭和四四年三月二五日条例第五号
昭和四四年七月八日条例第二二号
昭和四四年一〇月二四日条例第三一号
昭和四五年三月二八日条例第六号
昭和四五年六月三〇日条例第二七号
昭和四五年十一月一〇日条例第三九号
昭和四六年三月二〇日条例第七号
昭和四六年七月二〇日条例第二三号
昭和四六年一〇月一五日条例第二七号
昭和四七年一〇月二〇日条例第二六号
昭和四八年三月三〇日条例第八号
昭和四八年四月二一日条例第二六号
昭和四八年一〇月二二日条例第三九号
昭和四九年三月二九日条例第六号
昭和四九年十一月一九日条例第三三号

昭和五〇年三月二五日条例第七号
昭和五〇年七月二三日条例第二四号
昭和五一年三月二九日条例第六号
昭和五一年七月一九日条例第二八号
昭和五二年三月三〇日条例第四号
昭和五二年七月二五日条例第一九号
昭和五三年三月三〇日条例第五号
昭和五四年三月二二日条例第五号
昭和五四年一二月二六日条例第三四号
昭和五五年三月二七日条例第四号
昭和五六年三月二五日条例第五号
昭和五六年一二月二五日条例第二四号
昭和五七年三月二六日条例第六号
昭和五七年一二月二五日条例第二五号
昭和五八年三月二五日条例第四号
昭和五八年三月二五日条例第一三号
昭和五八年一二月二六日条例第二二号
昭和五九年三月二八日条例第四号
昭和六〇年七月一八日条例第二一号
昭和六一年三月二八日条例第五号
昭和六二年三月二七日条例第三号
昭和六三年三月二九日条例第六号
昭和六三年七月一九日条例第二〇号
平成元年三月二八日条例第九号
平成二年一〇月一六日条例第二九号
平成三年三月二二日条例第四号
平成三年三月二二日条例第七号
平成五年三月三〇日条例第一七号
平成五年七月一六日条例第二一号
平成六年三月三〇日条例第九号

平成七年三月二三日条例第四号
平成七年三月二三日条例第一九号
平成七年七月五日条例第三二号
平成八年一〇月九日条例第二四号
平成八年一二月二六日条例第二八号
平成一〇年三月二四日条例第四号
平成一一年三月一六日条例第四号
平成一一年六月一八日条例第九四号
平成一一年七月八日条例第二二号
平成一一年一二月二七日条例第三九号
平成一二年三月二四日条例第二八号
平成一二年一〇月五日条例第五二号
平成一三年三月二三日条例第二号
平成一三年三月二三日条例第一一号
平成一三年七月一一日条例第二一号
平成一三年一〇月一一日条例第三〇号
平成一四年三月二〇日条例第一〇号
平成一四年三月二〇日条例第一七号
平成一四年一〇月九日条例第四二号
平成一四年一二月一九日条例第六〇号
平成一五年三月一九日条例第三号
平成一五年三月一九日条例第七号
平成一五年三月一九日条例第二四号
平成一五年七月一〇日条例第四一号
平成一五年七月一〇日条例第四三号
平成一五年一二月一八日条例第六二号
平成一五年一二月一八日条例第六六号
平成一五年一二月一八日条例第六七号
平成一六年七月八日条例第二六号
平成一六年一〇月七日条例第二九号

平成一六年一〇月七日条例第三〇号
平成一六年一二月一六日条例第三九号
平成一六年一二月一六日条例第四〇号
平成一六年一二月一六日条例第四一号
平成一六年一二月一六日条例第四二号
平成一七年三月二三日条例第九号
平成一七年三月二三日条例第一〇号
平成一七年一〇月六日条例第五〇号
平成一七年一二月一五日条例第八五号
平成一八年三月二三日条例第四号
平成一八年三月二三日条例第一三号
平成一八年三月二三日条例第二二号
平成一八年七月一三日条例第四一号
平成一九年三月二〇日条例第二一号
平成一九年三月二〇日条例第二七号
平成一九年七月九日条例第四一号
平成一九年一二月一八日条例第五三号
平成二〇年三月二五日条例第二二号
平成二〇年七月一五日条例第三七号
平成二〇年一〇月一五日条例第四六号
平成二一年三月三〇日条例第二二号
平成二一年三月三〇日条例第三六号
平成二二年三月三〇日条例第二四号
平成二二年七月一日条例第四〇号
平成二二年一二月二一日条例第五二号
平成二三年三月二三日条例第一八号
平成二三年七月一二日条例第三二号
平成二三年一二月二〇日条例第四七号
平成二四年三月二七日条例第二四号
平成二四年七月一〇日条例第五五号

平成二四年一二月二六日条例第九四号
平成二五年三月二六日条例第一六号
平成二五年一〇月一六日条例第四四号
平成二七年三月二四日条例第一七号
平成二七年七月一四日条例第三七号
平成二七年七月一四日条例第四一号
平成二七年一二月二四日条例第五四号
平成二八年七月五日条例第四六号
平成二九年 七月一一日条例第三一号
平成二九年一二月一九日条例第四八号
令和 四年一〇月一二日条例第三七号
令和 五年一二月二六日条例第三一号
令和 六年 三月二六日条例第一六号
令和 六年 三月二六日条例第二二号

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例

(総則)

第一条 公の施設の設置及び管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(公の施設の設置等)

第二条 公の施設を別表第一のとおり設置する。

2 法律の規定により設置する公の施設の名称、位置等は、別表第二のとおりとする。

(管理の原則)

第三条 公の施設を管理するに当たっては、住民の利用に便利であるように使用の手続、時間、条件その他管理に関し必要な事項について、適正な考慮を払わなければならない。

(指定管理者の指定)

第三条の二 知事及び委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するもの（以下「管理機関」と総称する。）は、別表第三に掲げる公の施設（以下この条から第三条の七までにおいて「施設」という。）の管理を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、管理機関が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」とい

う。)に行わせるものとする。

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、申請書に施設の管理に関する事業計画書その他管理機関が定める書類を添えて、管理機関が別に定めるところにより、管理機関が定める期日までに申請しなければならない。

3 管理機関は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから最も適当な者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

一 施設を県民が平等に利用するために必要な措置が講じられていること。

二 施設の管理に関する事業計画が、施設の適正な管理のために適切なものであること。

三 前号の事業計画の適正な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有する者であること。

四 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者でないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、別表第三の第一欄に掲げる施設ごとに、同表の第二欄に掲げる要件を満たしていること。

4 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他管理機関が定める事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を管理機関に届け出なければならない。

(指定管理者の指定の取消し等)

第三条の三 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第三項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 施設の管理の業務又は経理の状況に関し、知事が必要と認めてする指示に従わないとき。

二 前条第三項各号のいずれかに該当しなくなつたとき。

三 第三条の五に規定する基準を遵守しないとき。

四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

(業務の範囲)

第三条の四 指定管理者が行う業務の範囲は、施設を管理することとする。

2 前項に規定するもののほか、別表第三の第一欄に掲げる施設の管理に係る業務の範囲は、同表の第三欄に掲げるとおりとする。

(管理の基準)

第三条の五 指定管理者が行う施設の管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 指定管理者は、施設の管理上必要があると認めるときは、あらかじめ管理機関の承認を得て、施設の使用を制限することができる。

二 施設の管理に従事している者又は従事していた者は、当該管理に関して知ることのできた個人に関する情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 前項に規定するもののほか、別表第三の第一欄に掲げる施設の管理の基準は、同表の第四欄に掲げるとおりとする。

(事業計画書の提出等)

第三条の六 指定管理者は、毎事業年度、施設の管理に係る事業計画書を作成し、当該事業年度の開始前に、管理機関に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(管理の休廃止)

第三条の七 指定管理者は、やむを得ない理由により施設の管理の業務を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ管理機関の承認を受けるものとする。

(遵守事項)

第四条 公の施設を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、管理機関又は指定管理者で権限を有するもの（以下「管理機関等」という。）の承認を受けた者は、この限りでない。

一 常に善良な管理者の注意をもつて使用すること。

二 使用する権利を他の者に譲渡しないこと。

三 現状を変更しないこと。

四 使用目的以外に使用しないこと。

五 その他公の施設を適正に管理するために管理機関等が指示した事項

(使用の停止)

第五条 管理機関等は、使用者が前条の規定に違反した場合は、当該公の施設の使用の停止を命ずることができる。

(公示)

第六条 管理機関は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第三条の二第三項の規定による指定をしたとき。

二 第三条の二第四項の規定による届出があつたとき。

三 第三条の三の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 第三条の七の承認をしたとき。

(過料)

第七条 第五条の規定による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、公の施設に関し必要な事項は、管理機関が定める。

付 則

- 1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、岐阜県立坂下女子高等学校にかかる規定は、公布の日から施行する。
- 2 岐阜県営造物条例（昭和三十四年七月岐阜県条例第二十六号）は、廃止する。

付 則（昭和四十年二月二十三日条例第一号）

改正

昭和四〇年三月二六日条例第三号

- 1 この条例は、昭和四十年三月一日から施行する。

付 則（昭和四十年三月十六日条例第二号）

この条例は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、岐阜県立郡上北高等学校及び岐阜県立中濃高等学校にかかる規定は、公布の日から施行する。

付 則（昭和四十年三月二十六日条例第三号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和四十年十二月十五日条例第三十六号）

この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

付 則（昭和四十一年三月二十二日条例第四号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例（昭和三十六年三月岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則（昭和四十一年七月八日条例第十六号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、岐阜県立医科大学附属看護学校にかかる規定は昭和四十一年九月一日から、岐阜県精神衛生センターにかかる規定は昭和四十一年十月一日から施行する。

付 則（昭和四十一年十二月二十一日条例第二十三号抄）

- 1 この条例は、昭和四十二年一月一日から施行する。（後略）

付 則（昭和四十二年三月二十二日条例第三号）

この条例は、昭和四十二年四月一日から施行する。ただし、岐阜県立山県高等学校にかかる規定は、公布の日から施行する。

付 則（昭和四十二年七月二十日条例第二十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和四十二年十月二十日条例第三十七号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 岐阜県後保護指導所使用料徴収条例（昭和三十四年三月岐阜県条例第五号）は、廃止する。

付 則（昭和四十三年三月二十八日条例第六号）

- 1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（この項において「条例」という。）第六条の改正規定中岐阜県日置江勤労青少年運動場及び岐阜県島勤労青少年運動場に係る部分並びに別表第一の改正規定中岐阜県日置江勤労青少年運動場及び岐阜県島勤労青少年運動場に係る部分
この条例の公布の日
 - 二 条例別表第一の改正規定中岐阜県家内労働相談所、岐阜県農業高等学園、岐阜県高冷地農業高等学園、岐阜県農業短期大学校及び岐阜県立明智商業高等学校に係る部分並びに付則第二項の規定 昭和四十三年四月一日
 - 三 条例別表第一の改正規定中岐阜県立医科大学に係る部分 昭和四十三年六月一日
 - 四 条例第六条の改正規定中岐阜県立寿楽苑に係る部分及び別表第一の改正規定中岐阜県立寿楽苑に係る部分 この条例の公布の日から起算して三月をこえない範囲内で規則で定める日（昭和四十三年五月規則第七十号で、同四十三年六月一日から施行）
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - 一 岐阜県立医科大学旧附属病院手数料徴収条例（昭和二十五年五月岐阜県条例第十九号）
 - 二 岐阜県立医科大学学位審査手数料徴収条例（昭和三十四年七月岐阜県条例第二十九号）

付 則（昭和四十三年十月十九日条例第三十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十四年三月二十五日条例第五号）

- 1 この条例は、昭和四十四年四月一日から施行する。
- 2 岐阜県立歯科技工士養成所及び岐阜県立歯科衛生士養成所授業料等徴収条例（昭和四十年岐阜

県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

- 3 岐阜県証紙条例(昭和三十九年岐阜県条例第六号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(昭和四十四年七月八日条例第二十二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四十四年十月二十四日条例第三十一号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、専修職業訓練校に係る改正規定は、昭和四十四年十月一日から適用する。
- 2 岐阜県職業訓練所の名称、位置等に関する条例(昭和三十五年岐阜県条例第二十号。次項において「旧条例」という。)は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例第一条に規定する職業訓練所において職業訓練を受けている訓練生は、この条例別表第一に規定する専修職業訓練校において職業訓練を受けている訓練生とみなす。
- 4 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十二年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

- 5 岐阜県職業訓練手数料徴収条例(昭和三十五年岐阜県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(昭和四十五年三月二十八日条例第六号)

この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。ただし、岐阜県立土岐高等学校に係る改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四十五年六月三十日条例第二十七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四十五年十一月十日条例第三十九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四十六年三月二十日条例第七号)

この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。ただし、岐阜県立大垣農業高等学校に係る改正規定は、昭和四十六年五月一日から施行する。

附 則（昭和四十六年七月二十日条例第二十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年十月十五日条例第二十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十七年十月二十日条例第二十六号）

この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十八年三月三十日条例第八号）

この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十八年四月二十一日条例第二十六号）

この条例は、昭和四十八年五月二日から施行する。

附 則（昭和四十八年十月二十二日条例第三十九号）

この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年三月二十九日条例第六号）

この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。ただし、岐阜県立大垣養護学校を加える改正規定及び岐阜県関優生保護相談所に係る改正規定は公布の日から、岐阜県立整肢学園に係る改正規定は昭和四十九年五月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年十一月十九日条例第三十三号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、岐阜県下呂優生保護相談所に係る改正規定は、昭和四十九年十一月二十五日から施行する。

附 則（昭和五十年三月二十五日条例第七号）

この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十年七月二十三日条例第二十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十一年三月二十九日条例第六号）

- 1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。
- 2 岐阜県保母研修所受講料徴収条例（昭和三十三年岐阜県条例第三十三号）は、廃止する。
- 3 岐阜県証紙条例（昭和三十九年岐阜県条例第六号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和五十一年七月十九日条例第二十八号）

この条例は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和五十一年八月規則第八十五号で、同五十一年八月二十五日から施行)

附 則 (昭和五十二年三月三十日条例第四号)

この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十二年七月二十五日条例第十九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十三年三月三十日条例第五号)

この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十四年三月二十二日条例第五号)

- 1 この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。
- 2 岐阜県立整肢学園使用料及び手数料徴収条例（昭和三十九年岐阜県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (昭和五十四年十二月二十六日条例第三十四号)

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十五年三月二十七日条例第四号)

- 1 この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。
- 2 岐阜県青少年の森あぜくらの家使用料徴収条例（昭和五十四年岐阜県条例第二号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (昭和五十六年三月二十五日条例第五号)

- 1 この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。
- 2 岐阜県立衛生専門学院及び岐阜県立高等看護学院授業料等徴収条例（昭和四十五年岐阜県条例第十号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

- 3 岐阜県証紙条例（昭和三十九年岐阜県条例第六号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (昭和五十六年十二月二十五日条例第二十四号)

この条例は、昭和五十七年一月一日から施行する。

附 則 (昭和五十七年三月二十六日条例第六号)

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十七年十二月二十五日条例第二十五号）

この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。ただし、岐阜県農業大学校の項の改正規定中種類の欄に係る部分は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十八年三月二十五日条例第四号）

この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十八年三月二十五日条例第十三号抄）

- 1 この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十八年十二月二十六日条例第二十二号）

この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年三月二十八日条例第四号）

この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十年七月十八日条例第二十一号）

この条例は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年三月二十八日条例第五号）

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年三月二十七日条例第三号）

- 1 この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。
- 2 岐阜県心のふるさとの家使用料徴収条例（昭和四十四年岐阜県条例第二十三号）は、廃止する。

附 則（昭和六十三年三月二十九日条例第六号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（昭和六十三年五月規則第三十三号で、同六十三年五月十日から施行。ただし、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）別表第一の改正規定（

「	岐阜県精神衛生センタ ー	岐阜市	精神衛生法（昭和二十五年法律第百二十三 号）第七条第一項の規定による精神衛生セ ンター	」
---	-----------------	-----	---	---

を

「	岐阜県精神保健センタ ー	岐阜市	精神保健法（昭和二十五年法律第百二十三 号）第七条第一項の規定による精神保健セ ンター	」
---	-----------------	-----	---	---

に改める部分に限る。)は、昭和六十三年七月一日から施行)

附 則 (昭和六十三年七月十九日条例第二十号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年三月二十八日条例第九号)

この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年十月十六日条例第二十九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年三月二十二日条例第四号)

この条例は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成三年三月二十二日条例第七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年三月三十日条例第十七号)

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則 (平成五年七月十六日条例第二十一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年三月三十日条例第九号)

この条例は、平成六年六月一日から施行する。

附 則 (平成七年三月二十三日条例第四号)

1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成七年三月二十三日条例第十九号)

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年七月五日条例第三十二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年十月九日条例第二十四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年十二月二十六日条例第二十八号)

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成十年三月二十四日条例第四号)

1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

2 岐阜県厚生援護会館使用料徴収条例（昭和三十九年岐阜県条例第十一号）は、廃止する。

附 則（平成十一年三月十六日条例第四号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第三に岐阜県先端科学技術体験センターの項を加える改正規定は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成十一年六月規則第九十四号で、同十一年七月九日から施行）

附 則（平成十一年七月八日条例第二十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年十二月二十七日条例第三十九号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日条例第二十八号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年十月五日条例第五十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十三日条例第二号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十三日条例第十一号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年七月十一日条例第二十一号）

この条例は、平成十三年十一月八日から施行する。

附 則（平成十三年十月十一日条例第三十号）

この条例は、平成十三年十一月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十日条例第十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十日条例第十七号）

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年十月九日条例第四十二号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年十二月十九日条例第六十号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月十九日条例第三号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月十九日条例第七号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月十九日条例第二十四号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年七月十日条例第四十一号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成十五年七月十日条例第四十三号）

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年十二月十八日条例第六十二号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例第三条の二第三項の規定による岐阜県歴史資料館及び岐阜県県政資料館に係る同条第一項に規定する指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例の一部改正）

- 3 岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例（昭和三十六年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成十五年十二月十八日条例第六十六号）

この条例は、平成十六年二月一日から施行する。

附 則（平成十五年十二月十八日条例第六十七号）

この条例は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成十六年七月八日条例第二十六号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年十月七日条例第二十九号）

この条例は、平成十六年十月二十五日から施行する。

附 則（平成十六年十月七日条例第三十号）

この条例は、平成十六年十一月一日から施行する。

附 則（平成十六年十二月十六日条例第三十九号）

この条例中別表第一の改正規定（岐阜県揖斐関ヶ原養老国定公園長者平野営場野営施設に関する部分に限る。）及び別表第四岐阜県揖斐関ヶ原養老国定公園長者平野営場野営施設の項を削る改正規定は公布の日から、別表第一（岐阜県いこいの森に関する部分に限る。）及び別表第四岐阜県いこいの森の項の改正規定は平成十七年一月三十一日から、その他の規定は同年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年十二月十六日条例第四十号）

この条例は、平成十七年二月一日から施行する。

附 則（平成十六年十二月十六日条例第四十一号）

この条例は、平成十七年二月七日から施行する。

附 則（平成十六年十二月十六日条例第四十二号）

この条例は、平成十七年二月十三日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十三日条例第九号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十三日条例第十号）

この条例は、平成十七年三月二十八日から施行する。

附 則（平成十七年十月六日条例第五十号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 第一条の規定による改正後の岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例第三条の二第三項の規定による岐阜県東海自然歩道関ヶ原ビジターセンター、岐阜県恵那山高原国民休養地、岐阜県先端科学技術体験センター、岐阜県立千草寮、岐阜県立陽光園、岐阜県立三光園、岐阜県立サニーヒルズみずなみ、岐阜県立清流園、岐阜県立幸報苑、岐阜県立寿楽苑、岐阜県立飛騨寿楽苑、岐阜県立ひまわりの丘、岐阜県立白鳩学園、岐阜県立みどり荘、岐阜県立はなの木苑、岐阜県福祉友愛プール、岐阜県福祉・農業会館、岐阜県白山国立公園大白川野営場野営施設、岐阜県飛騨

木曽川国定公園下呂温泉乗政野営場野営施設、岐阜県飛騨・北アルプス自然文化センター及び岐阜県さぼろ遊学館に係る同条第一項に規定する指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成十七年十二月十五日条例第八十五号）

この条例は、平成十八年一月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月二十三日条例第四号）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定（岐阜県立大垣看護専門学校に関する部分及び岐阜県立本巣松陽高等学校に関する部分に限る。）は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月二十三日条例第十三号）

この条例は、平成十八年三月二十七日から施行する。

附 則（平成十八年三月二十三日条例第二十二号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年七月十三日条例第四十一号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十日条例第二十一号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して八月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成十九年九月規則第七十六号で、同十九年十月三十一日から施行）

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例第三条の二第三項の規定による岐阜県聴覚障害者情報センターに係る同条第一項に規定する指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成十九年三月二十日条例第二十七号）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年七月九日条例第四十一号）

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年十二月十八日条例第五十三号）

この条例は、公布の日又は学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の

施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十五日条例第二十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年七月十五日条例第三十七号）

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年十月十五日条例第四十六号）

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月三十日条例第二十二号）

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月三十日条例第三十六号）

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月三十日条例第二十四号）

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年七月一日条例第四十号）

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年十二月二十一日条例第五十二号）

この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月二十三日条例第十八号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成二十三年七月十二日条例第三十二号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条、第三条、第五条、第七条及び第九条の規定は、平成二十四年四月一日までの間において規則で定める日から施行する。（平成二十三年九月規則第六十六号で、ただし書に規定する規定中第一条、第五条及び第九条の規定は同二十三年十月一日から施行。第三条及び第七条の規定は同二十四年四月一日から施行）

附 則（平成二十三年十二月二十日条例第四十七号）

この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十七日条例第二十四号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年七月十日条例第五十五号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年十二月二十六日条例第九十四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

- 2 岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（岐阜県恵那山高原国民休養地使用料徴収条例の廃止）

- 3 岐阜県恵那山高原国民休養地使用料徴収条例（昭和五十五年岐阜県条例第六号）は、廃止する。

附 則（平成二十五年三月二十六日条例第十六号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定（別表第一及び別表第三の改正規定中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分に限る。）、第三条の規定（第十条の二第二号の改正規定中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分に限る。）及び第九条の規定（第四十七条第一項の改正規定中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める部分に限る。）は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年十月十六日条例第四十四号）

この条例は、平成二十六年一月三日から施行する。

附 則（平成二十七年三月二十四日条例第十七号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年七月十四日条例第三十七号）

この条例は、平成二十七年九月一日から施行する。

附 則（平成二十七年七月十四日条例第四十一号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年十二月二十四日条例第五十四号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、附則第三項の規定は平成二十八年十月一日から施行する。

附 則（平成二十八年七月五日条例第四十六号）

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年七月十一日条例第三十一号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（平成二十九年十月規則第九十五号で、同三十年六月二日から施行）

（準備行為）

- 2 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例第三条の二第三項の規定による清流長良川あゆパークに係る同条第一項に規定する指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成二十九年十二月十九日条例第四十八号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和四年十月十二日条例第三十七号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年十二月二十六日条例第三十一号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（後略）（令和六年六月規則第四十九号で、同六年七月一日から施行）

附 則（令和六年三月二十六日条例第十六号）

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月二十六日条例第二十二号）

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

別表第一（第二条関係）

名称	位置	種類	備考
岐阜県防災交流センター	岐阜市	県民の防災知識の向上を図るための展示及び研修を行う施設	
岐阜県広域防災センター	各務原市	県民の防災知識の向上を図るための展示、研修及び防災訓練指導を行う施設	
岐阜県東海自然歩道関ヶ	不破郡関ヶ原	自然公園及び東海自然歩道の利用者に対	

原ビジターセンター	町	し、自然の営み及び人文景観等の生成に関する理解を助けるための施設	
岐阜県先端科学技術体験センター	瑞浪市	青少年の科学への興味を喚起し、知性豊かな創造性に満ちた人材の育成を図るとともに、広く県民に生涯学習の場を提供するための科学技術体験施設	
岐阜県精神保健福祉センター	岐阜市	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一項の規定による精神保健福祉センター	
岐阜県発達障害者支援センター	岐阜市	発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十四条第一項各号に掲げる業務を行うための施設	
岐阜県立衛生専門学校	岐阜市	助産師、看護師、歯科技工士及び歯科衛生士を養成するための施設	
岐阜県立多治見看護専門学校	多治見市	看護師を養成するための施設	
岐阜県立下呂看護専門学校	下呂市		
岐阜県立千草寮	岐阜市	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項の規定による女性自立支援施設	
岐阜県立陽光園	美濃市	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設	
岐阜県立三光園	山県市		
岐阜県立サニーヒルズみずなみ	瑞浪市		
岐阜県立幸報苑	山県市		
岐阜県立寿楽苑	岐阜市	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人	
岐阜県立飛騨寿楽苑	飛騨市		

		ホーム	
岐阜県立ひまわりの丘	関市	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十二条に規定する障害児入所施設	
岐阜県立白鳩学園	恵那市	児童福祉法第四十一条に規定する児童養護施設	
岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター	岐阜市	児童福祉法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設及び同法第四十三条に規定する児童発達支援センター	
岐阜県立みどり荘	岐阜市	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設	
岐阜県立はなの木苑	土岐市		
岐阜県聴覚障害者情報センター	岐阜市	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第三十四条の規定による聴覚障害者情報提供施設	
岐阜県福祉・農業会館	岐阜市	補装具の展示、福祉相談等のため並びに社会福祉及び農業に関する集会等のための施設	
岐阜県農業大学校	可児市	農業後継者及び農村地域の指導者の養成並びに農村青少年、農業経営者等の研修を行うための施設	
清流長良川あゆパーク	郡上市	広く県民に漁業を体験する場を提供し、その振興及び発展を図るとともに、世界農業遺産「清流長良川の鮎」に関する情報発信を行うための施設	
岐阜県さぼろ遊学館	海津市	砂防事業に関する知識の普及及び防災意識の高揚を図るための学習施設	
岐阜県立岐阜高等学校			
岐阜県立岐阜北高等学校			
岐阜県立長良高等学校			

岐阜県立岐山高等学校	岐阜市	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校
岐阜県立加納高等学校		
岐阜県立羽島北高等学校		
岐阜県立岐阜総合学園高等学校		
岐阜県立岐阜城北高等学校		
岐阜県立岐阜商業高等学校		
岐阜県立岐南工業高等学校		
岐阜県立華陽フロンティア高等学校		
岐阜県立大垣北高等学校	大垣市	
岐阜県立大垣南高等学校		
岐阜県立大垣東高等学校		
岐阜県立大垣西高等学校		
岐阜県立大垣商業高等学校		
岐阜県立大垣工業高等学校		
岐阜県立大垣桜高等学校		
岐阜県立斐太高等学校		
岐阜県立飛騨高山高等学校		
岐阜県立高山工業高等学校		
岐阜県立多治見高等学校	多治見市	
岐阜県立多治見北高等学校		

校	
岐阜県立多治見工業高等学校	
岐阜県立中津高等学校	中津川市
岐阜県立坂下高等学校	
岐阜県立中津商業高等学校	
岐阜県立中津川工業高等学校	
岐阜県立関高等学校	関市
岐阜県立関有知高等学校	
岐阜県立武義高等学校	美濃市
岐阜県立瑞浪高等学校	瑞浪市
岐阜県立羽島高等学校	羽島市
岐阜県立恵那高等学校	恵那市
岐阜県立恵那南高等学校	
岐阜県立恵那農業高等学校	
岐阜県立加茂高等学校	美濃加茂市
岐阜県立加茂農林高等学校	
岐阜県立土岐紅陵高等学校	土岐市
岐阜県立土岐商業高等学校	
岐阜県立東濃フロンティア高等学校	
岐阜県立各務原高等学校	各務原市
岐阜県立各務原西高等学校	

校	
岐阜県立岐阜各務野高等学校	
岐阜県立可児高等学校	可児市
岐阜県立可児工業高等学校	
岐阜県立山県高等学校	山県市
岐阜県立吉城高等学校	飛騨市
岐阜県立飛騨神岡高等学校	
岐阜県立本巣松陽高等学校	本巣市
岐阜県立郡上高等学校	郡上市
岐阜県立郡上北高等学校	
岐阜県立益田清風高等学校	下呂市
岐阜県立海津明誠高等学校	海津市
岐阜県立岐阜工業高等学校	羽島郡笠松町
岐阜県立大垣養老高等学校	養老郡養老町
岐阜県立不破高等学校	不破郡垂井町
岐阜県立揖斐高等学校	揖斐郡揖斐川町
岐阜県立池田高等学校	揖斐郡池田町
岐阜県立岐阜農林高等学校	本巣郡北方町
岐阜県立八百津高等学校	加茂郡八百津

	町		
岐阜県立東濃高等学校	可児郡御嵩町		
岐阜県立東濃実業高等学校			

別表第二（第二条関係）

名称	位置	種類	備考
岐阜県女性相談支援センター	岐阜市	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第九条第一項の規定による女性相談支援センター	
岐阜県身体障害者更生相談所	岐阜市	身体障害者福祉法第十一条第一項の規定による身体障害者更生相談所	
岐阜県知的障害者更生相談所	岐阜市	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二条第一項の規定による知的障害者更生相談所	
岐阜県立わかあゆ学園	揖斐郡大野町	児童福祉法第四十四条の規定による児童自立支援施設	
岐阜県立岐阜盲学校	岐阜市		
岐阜県立岐阜聾学校			
岐阜県立長良特別支援学校			
岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校			
岐阜県立岐阜本巣特別支援学校			
岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校			

岐阜県立大垣特別支援学校	大垣市	学校教育法第八十条の規定による特別支援学校
岐阜県立西濃高等特別支援学校		
岐阜県立飛騨特別支援学校	高山市	
岐阜県立飛騨特別支援学校高山日赤分校		
岐阜県立関特別支援学校	関市	
岐阜県立中濃特別支援学校		
岐阜県立羽島特別支援学校	羽島市	
岐阜県立恵那特別支援学校	恵那市	
岐阜県立可茂特別支援学校	美濃加茂市	
岐阜県立東濃特別支援学校	土岐市	
岐阜県立飛騨吉城特別支援学校	飛騨市	
岐阜県立郡上特別支援学校	郡上市	
岐阜県立下呂特別支援学校	下呂市	
岐阜県立海津特別支援学校	海津市	
岐阜県立揖斐特別支援学校	揖斐郡揖斐川町	

別表第三（第三条の二、第三条の四、第三条の五関係）

名称	指定の基準	業務の範囲	管理の基準
岐阜県東海自然歩道 関ヶ原ビジターセンター（以下この項において「センター」という。）		1 地域の自然等に関する資料を展示すること。 2 センターを利用する者への便宜の供与に関すること。 3 センターの利用の促進に関すること。 4 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。	1 センターの休館日は、月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）である場合には、その翌日）、休日の翌日（当該翌日が日曜日又は休日である場合を除く。）及び十二月二十八日から翌年の一月三日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に休館し、又は休館日に業務を行うことができる。 2 センターの利用時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用時間を変更することができる。
岐阜県先端科学技術 体験センター（以下この項において「セ		1 体験学習事業を企画し、及び実施すること。 2 科学に関する資料を	1 センターの休館日は、休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下こ

ンター」という。)		展示し、及び閲覧に供すること。 3 センターを利用する者への便宜の供与に関するすること。 4 センターの利用の促進に関するすること。 5 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。	の号において「休日」という。))の翌日(当該翌日が日曜日又は休日である場合は、当該翌日の翌日以降の最初の日曜日、月曜日及び休日でない日。以下この号において同じ。)、月曜日(当該月曜日が休日である場合は、水曜日以降の最初の休日及び休日の翌日でない日)及び十二月二十八日から翌年の一月四日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に休館し、又は休館日に業務を行うことができる。 2 センターの利用時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用時間を変更することができる。
岐阜県立千草寮(以下この項において「施設」という。)		1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十二条第一項の規定により困難な問題	1 施設は、無休とする。 2 施設の利用時間は、終日とする。

		を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、自立支援を行うこと。 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第五条の規定により被害者の保護を行うこと。 3 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。	
岐阜県立陽光園（以下この項において「施設」という。）		1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項の規定により、身体障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行うこと。 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第八項に規定する短期入所を行うこと（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五	1 施設は、無休とする。 2 施設の利用時間は、終日とする。

		条に規定する精神障害者に係るものを除く。) 3 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。	
岐阜県立三光園（以下この項において「施設」という。）		1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項の規定により、身体障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行うこと。 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第八項に規定する短期入所を行うこと（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者に係るものを除く。) 3 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。	1 施設は、無休とする。 2 施設の利用時間は、終日とする。
岐阜県立サニーヒルズみずなみ（以下この項において「施設」		1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第	1 施設は、無休とする。 2 施設の利用時間は、終日とする。

という。)		五条第十一項の規定により、身体障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行うこと。 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第八項に規定する短期入所を行うこと（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者に係るものを除く。）。 3 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。	
岐阜県立幸報苑（以下この項において「施設」という。）		1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項の規定により、身体障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行うこと。 2 前号に掲げるもののほか、知事が別に定める	1 施設は、無休とする。 2 施設の利用時間は、終日とする。

		こと。	
岐阜県立寿楽苑（以下この項において「施設」という。）		1 老人福祉法第二十条の五の規定により施設介護サービス費の支給に係る者等を入所させ、養護すること。 2 老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業及び同条第四項に規定する老人短期入所事業を行うこと。 3 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。	1 施設は、無休とする。 2 施設における老人デイサービス事業の休業日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に休業し、又は休業日に業務を行うことができる。 3 施設の利用時間は、終日とする。 4 施設における老人デイサービス事業の利用時間は、午前九時四十五分から午後四時十五分までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用時間を変更することができる。
岐阜県立飛騨寿楽苑（以下この項において「施設」という。）		1 老人福祉法第二十条の五の規定により施設介護サービス費の支給に係る者等を入所させ、養護すること。 2 老人福祉法第五条の	1 施設は、無休とする。 2 施設における老人デイサービス事業の休業日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までとする。ただし、指定管理者は、必要がある

		二第三項に規定する老人デイサービス事業及び同条第四項に規定する老人短期入所事業を行うこと。 3 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。	と認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に休業し、又は休業日に業務を行うことができる。 3 施設の利用時間は、終日とする。 4 施設における老人デイサービス事業の利用時間は、午前九時四十五分から午後四時十五分までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用時間を変更することができる。
岐阜県立ひまわりの丘（以下この項において「施設」という。）		1 児童福祉法第七条第二項に規定する障害児入所支援を行うこと。 2 児童福祉法第四十二条の規定により児童を入所させ、同条第一号に定める支援を行うこと。 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第八項に規定する短期入所を行うこと（児童福祉法第四条第二項	1 施設は、無休とする。 2 施設の利用時間は、終日とする。

		に規定する障害児に係るものに限る。）。 4 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。	
岐阜県立白鳩学園 （以下この項において「施設」という。）		1 児童福祉法第四十一条の規定により児童を入所させ、養護等を行うこと。 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第八項に規定する短期入所を行うこと（児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に係るものに限る。）。 3 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。	1 施設は、無休とする。 2 施設の利用時間は、終日とする。
岐阜県立みどり荘 （以下この項において「施設」という。）		1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項の規定により、知的障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行うこと。	1 施設のうち入所施設は、無休とする。 2 施設のうち通所施設の休業日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までとする。ただし、指定

		2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第八項に規定する短期入所を行うこと（児童福祉法第四条第二項に規定する障害児及び知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者に係るものに限る。）。 3 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。	管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に休業し、又は休業日に業務を行うことができる。 3 施設のうち入所施設の利用時間は、終日とする。 4 施設のうち通所施設の利用時間は、午前九時から午後四時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用時間を変更することができる。
岐阜県立はなの木苑 (以下この項において「施設」という。)		1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項の規定により、知的障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行うこと。 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第八項に規定する短期入所を行うこと（児	1 施設のうち入所施設は、無休とする。 2 施設のうち通所施設の休業日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に休業し、又は休業日に業務を行うことができる。 3 施設のうち入所施設の利

		童福祉法第四条第二項に規定する障害児及び知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者に係るものに限る。）。 3 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。	用時間は、終日とする。 4 施設のうち通所施設の利用時間は、午前九時から午後四時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用時間を変更することができる。
岐阜県聴覚障害者情報センター（以下この項において「センター」という。）		1 聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物であつて専ら聴覚障害者が利用するものを製作し、又はこれらを聴覚障害者の利用に供すること。 2 手話通訳等を行う者の養成を行うこと。 3 聴覚障害者に関する相談に応ずること。 4 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。	1 センターの休館日は、火曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に休館し、又は休館日に業務を行うことができる。 2 センターの利用時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用時間を変更することができる。
岐阜県福祉・農業会館（以下この項において「会館」という。）		1 会館の使用の許可に関すること。 2 会館を利用する者へ	1 会館の休館日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び

		の便宜の供与に関する こと。 3 会館の利用の促進に 関すること。 4 前三号に掲げるもの のほか、知事が別に定め ること。	十二月二十九日から翌年の 一月三日までとする。ただ し、指定管理者は、必要が あると認めるときは、あら かじめ知事の承認を得て、 臨時に休館し、又は休館日 に業務を行うことができ る。 2 会館の利用時間は、午前 九時から午後五時までとす る。ただし、指定管理者は、 必要があると認めるとき は、あらかじめ知事の承認 を得て、利用時間を変更す ることができる。
清流長良川あゆパー ク（以下この項にお いて「パーク」とい う。）		1 漁業に関する体験学 習事業を企画し、及び実 施すること。 2 漁業及び世界農業遺 産「清流長良川の鮎」に 関する資料を展示する こと。 3 パークを利用する者 への便宜の供与に関す ること。 4 パークの利用の促進 に関すること。 5 前各号に掲げるもの のほか、知事が別に定め	1 パークの休館日は、火曜 日（当該火曜日が国民の祝 日に関する法律に規定する 休日（以下この号において 「休日」という。）である 場合には、その翌日以降の 最初の休日でない日）、一 月一日及び十二月三十一日 とする。ただし、指定管理 者は、必要があると認める ときは、あらかじめ知事の 承認を得て、臨時に休館し、 又は休館日に業務を行うこ とができる。

		ること。	2 パークの利用時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用時間を変更することができる。
岐阜県さぼろ遊学館 (以下この項において「遊学館」という。)		1 砂防に関する資料を展示すること。 2 遊学館を利用する者への便宜の供与に関すること。 3 遊学館の利用の促進に関すること。 4 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。	1 遊学館の休館日は、月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下この号において「休日」という。）である場合には、その翌日以降の最初の休日でない日）及び十二月二十九日から翌年の一月三日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に休館し、又は休館日に業務を行うことができる。 2 遊学館の利用時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用時間を変更することができる。